

# 令和3年度第8回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年11月8日

場所 コミュニティセンター未来館  
2階 集会室

令和3年度第8回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和3年11月8日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和3年11月8日(月) 午後2時15分

4. 出席農業委員(13名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	大坂實	5番	木村豊三郎
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
8番	蛭名修二	9番	甲地俊隆
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(2名)

4番	岡山敬一	15番	久保田正一
----	------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
----	-------	-----	-------

## 8. 会議に付した案件

- 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第29号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

5番 木村 豊三郎                      6番 小野寺 正 八

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島 徳悦      事務局主査 荒木 浩美

## 11. 書 記

事務局副参事 竹内 恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、11月1日に招集通知しました、第8回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。  
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。  
本日、4番 岡山 敬一 委員、15番 久保田 正一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたのでご報告致します。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告3件、議案3件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、5番 木村 豊三郎 委員、6番 小野寺

議 長 正八 委員を指名致します。なお、書記には竹内副参事を任命致します。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第24号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1 ページをお開き下さい。  
報告第24号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので  
現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告する  
ものです。なお、現地確認は、11月1日、農業委員2名 1  
1番 沼尾 京子 委員、12番 蛭名 勲 委員と事務局職員  
2名により遅滞なく現地調査を行い現況が農地であるか否かを  
確認しています。  
2 ページをお開き下さい。  
(受付番号32番から34番、3件朗読説明省略) 以上、3件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第24号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第24号は原案のとおり報告済と致します。

議 長 日程第4 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開き下さい。  
報告第25号 このことについて、別紙のとおり農地法第3条の  
3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。  
4、5ページの記載内容となります。  
(受付番号38番から45番、8件朗読説明省略) 以上、8件です。

議長 ただいま、事務局より報告第25号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第25号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第5 報告第26号 農地法第18条第6項の規定による  
通知書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 6ページをお開き下さい。  
報告第26号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受  
理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙の  
とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する  
ものです。  
7ページをお開き下さい。  
(受付番号9番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第26号の朗読及び説明がありまし  
た。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第26号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第6 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく  
農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

- 事務局長 8ページをお開き下さい。  
議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転2件、(4)地上権の設定1件の、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
9ページから10ページの記載内容となります。  
所有権移転2件、地上権の設定1件について説明致します。  
(受付番号42番から43番、2件朗読説明省略)  
(受付番号1番、1件を朗読説明省略)以上、所有権移転2件、地上権設定1件です。
- 議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。
- 甲地武彦委員 農地法第3条第1項の規定に基づく許可の(4)地上権の設定の1番ですが、営農型太陽光発電設備の設置ということで、パネル下部での営農状況について適正に耕作されていますか。
- 事務局長 太陽光発電設備のパネルの下部で、牧草が適正に耕作されています。
- 甲地武彦委員 はい、わかりました。
- 議長 その他、ございませんか。
- (異議なし) の声あり。
- 議長 異議なしと認め、議案第27号は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議長 日程第7 議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。
- 事務局長 11ページをお開き下さい。  
議案第28号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付す

事務局長 　　るための意見を求めるもので、(1) 所有権移転1件、(3) 使用貸借権設定1件について、現地調査が行われております。  
　　なお、(1) 所有権移転申請箇所的位置等は、13ページから16ページのとおりです。  
　　(受付番号7番、所有権移転1件朗読説明省略) 以上、1件です。  
　　次に、(3) 使用貸借権設定申請箇所的位置等は、18ページから20ページのとおりです。  
　　(受付番号1番、使用貸借権1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議　　長 　　ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
　　これには、現地調査が行われていますので、沼尾京子委員より現地調査の報告をお願いします。

沼尾京子委員 　　議案第28号の(1) 所有権移転について、現地調査の報告を致します。  
　　12ページから16ページの農地法第5条転用申請は11月1日に蛭名勲委員及び事務局と現地へ出向き、申請者(譲受人)の代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。  
　　申請地は、東北町役場分庁舎より北東へ約1.6kmの距離にあり、町道保戸沢-簗屋線に面し、近くには町営団地があり、交通の便が良く周囲には10ha以上の畑を中心とした一団の農地が存している地域となっております。  
　　転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては、境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は、無いとみられる為、許可相当と判断して参りました。  
　　議案第28号の(3) 使用貸借権設定について、現地調査の報告を致します。  
　　17ページから20ページの、農地法5条転用申請は、申請者立会いのもと、現地調査を行いました。  
　　申請地は、東北町役場分庁舎から東へ約3kmの距離にあり、町道外蛭沢-甲地線に面し、交通の便が良く、農業振興地域整備計画における農用地区域に指定された区域内となっております。  
　　周辺は10ha以上の一団の農地内に位置します。  
　　転用の目的は、営農型太陽光発電施設の建設であり、営農に関しては、牧草を作付けする計画となっております。現況においては境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられる為、許可相当と判断して参りました。  
　　以上、報告致します。



議長 ご苦労様でした。  
ただいま、沼尾京子委員より、現地調査の報告が終わりました。  
本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第28号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第8 議案第29号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 21ページをお開き下さい。  
議案第29号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
22ページをお開き下さい。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
23ページをお開き下さい。  
(1) 賃貸借、受付番号10番、1件について説明致します。  
(受付番号10番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。  
24ページから27ページをお開き下さい。  
(2) 使用貸借、受付番号57番から67番、11件について説明致します。  
(受付番号57番から67番、11件朗読説明省略) 以上、11件です。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
第8回東北町農業委員会総会を閉会致します。

——— 閉会 午後2時15分 ———